

保険料の軽減・減免制度

保険料の軽減

以下の要件に該当する人は、平成22年中の所得に応じて23年度の保険料が軽減されます。

所得の少ない人

【均等割額】同一世帯の被保険者と世帯主（被保険者でない人も含む）の総所得金額等の合算額が下表①の基準を下回る場合、均等割額が軽減されます。所得が未申告の人には簡易申告書を送付しています。まだ提出していない人は提出してください

【所得割額】基準総所得金額が58万円以下の場合、所得割額が5割軽減されます

表①〈軽減判定早見表〉

軽減判定所得は基準総所得金額とは異なります。65歳以上の公的年金受給者は、年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

軽減割合	8.5割軽減(※1)	5割軽減	2割軽減
被保険者数			
世帯主が被保険者の世帯			
1人	-	68万円以下	
2人	33万円以下	57万5000円以下	103万円以下
3人		82万円以下	138万円以下
世帯主が被保険者でない世帯			
1人	57万5000円以下	68万円以下	
2人	33万円以下	82万円以下	103万円以下
3人		106万5000円以下	138万円以下

(※1) 8.5割軽減の対象となる世帯のうち、被保険者全員の各所得（年金収入の場合は、控除額を80万円として計算）が0円の場合、9割軽減になります

被用者保険の被扶養者だった人

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者だった人(※2)は所得割額がかからず、均等割額が5割軽減されます。なお、平成23年度は軽減措置として、均等割額が9割軽減され、保険料は年額4392円になります。

(※2) 国民健康保険や国民健康保険組合に加入していた人は対象になりません

保険料の減免

災害で大きな損害を受けたとき、所得が著しく減少したとき、世帯の他の被保険者や世帯主が死亡したことにより世帯の所得が軽減判定基準額以下になるときは、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

表②:負担割合の判定方法

割合	判定基準
1割負担	同一世帯に市民税課税所得が145万円未満の後期高齢者医療被保険者のみの場合
3割負担	同一世帯に市民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療被保険者がいる場合

表③:基準収入額

- ▶同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合…被保険者の収入 383万円
- ▶同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が複数いる場合…被保険者全員の収入合計 520万円
- ▶同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人(収入383万円以上)で、かつ70歳～74歳の人がいる場合…被保険者と70歳～74歳の人の収入合計 520万円

※世帯状況の異動や所得の変化などにより、随時変更されることがあります

表④:負担割合と1カ月(月初～月末)の自己負担限度額など

区分	割合	自己負担限度額(1カ月)		入院時の食事代の標準負担額(1食)
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
現役並み所得のある人	3割	4万4400円	8万1000円+医療費が26万7000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算。過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降は4万4400円	260円
一般	1割	1万2000円	4万4400円	260円
市民税非課税世帯の人	低所得Ⅱ	1割	8000円	90日までの入院…210円>90日(過去12カ月の入院日数)を超える入院…160円
	低所得Ⅰ	1割	8000円	1万5000円

※低所得Ⅰ…世帯全員が市民税非課税、かつ各所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円の人▶低所得Ⅱ…世帯全員が市民税非課税の人

保険料は被保険者一人ひとりが負担します。保険料額は平成22年中の所得に応じて計算され、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。なお、最高限度額は年額50万円です(※下図①参照)。

保険料率(均等割額と所得割率)は2年ごとに見直されます。23年度の均等割額は4万3924円、所得割率は8.23%で22年度と同じです。

保険料の計算方法



図① 保険料の計算方法

$$①均等割額 \quad 4万3924円 + ②所得割額 \quad \frac{\text{平成22年中の基準総所得金額} \times 8.23}{100} = ③平成23年度年間保険料 \quad (\text{最高限度額 } 50 \text{ 万円})$$

(※) 基準総所得金額とは、総所得金額等(収入額-控除額)から基礎控除(33万円)を差し引いた金額です。ここでの控除額は、公的年金等控除や給与所得控除等、事業所得における必要経費などのことをいい、所得控除(社会保険料控除や扶養控除等)は含みません

被保険者証は7月下旬に送付

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付します。

被保険者証を送付しますので8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証を送付することがあります。納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

8月以降の一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成23年度の市民税課税所得(22年中の所得により算出)をもとに決定されます(※左表②参照)。

市民税課税所得をもとに3割負担と判定された人のうち、基準収入額(※左表③参照)に満たない人は、申請により1割負担になります。1割負担の対象になる可能性のある人に基準収入額適用申請書を送付していただきます。提出していない人は、8月31日までに提出してください。

減額認定証を送付します

世帯全員が市民税非課税の人、限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)を提示することで、入院の際に医療機関で支払う一部負担金が減額されます。

平成23年度

後期高齢者医療制度 保険料額が 決まりました

平成23年度後期高齢者医療保険料額決定通知書(以下、決定通知書)を7月15日に送付します。保険料に関する案内も同封していますので併せてご覧ください。

《問合せ先》
 ◆市高齢者医療保険グループ(市外局番は0798)
 ◆保険料など(35・3110)
 ◆被保険者証・減額認定証など(35・3154)
 ◆兵庫県後期高齢者医療広域連合(078・326・2021)

保険料の納付方法

保険料は特別徴収(年金からの徴収)または普通徴収(納付書や口座振替での支払い)で納付します。納付方法については決定通知書に記載しています。

●特別徴収
 原則、保険料の納付方法は特別徴収です。ただし、特別徴収の対象になる年金額が年額18万円未満の人、介護保険料と後期高齢者医療保険料との合計額が

対象になる年金額の2分の1を超える場合などは、普通徴収になります。

●普通徴収
 なお、平成22年度は特別徴収であっても、23年度分において普通徴収に切り替わる場合があります。また、申し出により納付方法を口座振替に変更することができます。

《納付方法の変更手続き》
 ①金融機関の窓口で口座振替の申込手続きをしてください。

口座振替申込書は、市の窓口・市内の各金融機関にあります。手続きの際には、金融機関届出印、被保険者証、預(貯)金通帳を持参してください。

②市の窓口で納付方法変更申請書に記入し、提出してください。①の手続きの際に金融機関の窓口で受け取った口座振替申込書の本人控えが必要です。

●特別徴収
 特別徴収の要件を満たさない人、年度途中で75歳になった人や転入などの理由により、すぐ

保険料ご質問コーナー

市は、保険料の算定方法などの質問や納付方法の相談に答えるため、次のとおり「保険料ご質問コーナー」を設けます。

【日程】7月19日(火)～27日(水)の午前9時～午後5時(土・日曜を除く)

【会場】市役所本庁舎2階252会議室